

新設中学校における部活動開設種目に関する協議（提案）

2023.9.28

1 理念

○ スポーツ基本法

（基本理念）

第二条 スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、国民が生涯にわたりあらゆる機会とあらゆる場所において、自主的かつ自律的にその適性及び健康状態に応じて行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。

（・・・中略・・・）

5 スポーツは、障害者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができるよう、障害の種類及び程度に応じ必要な配慮をしつつ推進されなければならない。

○ 「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

（2）ウ 校長は、運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒が参加しやすいよう、スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすることや、過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮をする。

○ 実施内容 開設部・種目：「ボッチャ・モルック部」（仮称）

（1）実施日 平日、週1～2日程度 *休日は開設しない。

（2）時間帯 放課後 1時間～1時間30分程度

（3）場 所 校舎中庭 *雨天時：可能であれば「多目的ホール」

（4）参加者 「ボッチャ」を通して、スポーツ活動に取り組むことを希望する生徒

（5）指導者 資料「インクルーシブに関する部活動の地域指導者候補」参照

*顧問（教職員）を連絡・調整のために配置する。

（6）用 具 「ボッチャ」「モルック」

①用具：生涯学習課管理備品借用 3セット程度

②ハーフコート専用シート1枚借用

（7）留意点 ① 活動時には、必ず指導員が臨場し、指導する。

② 用具管理は指導員が行う。

（8）その他

インクルーシブに関する部活動の地域指導者候補 (中核メンバー候補)

| | インクルーシブ・パラスポーツに関する資格等 | 生涯スポーツに関する資格・経歴 | スポーツインテグリティに関する資格・経歴等 | その他 (救命、その他) |
|--|---|-----------------|--------------------------------|------------------------------------|
| | JPSA公認 (初級) パラスポーツ指導員 日本ボッチャ協会公認 指導員/審判員 (C級) 日本卓球パレー連盟公認 指導員 | スポーツ推進委員 | | ??? |
| | JPSA公認 (初級) パラスポーツ指導員 ※ | スポーツ推進委員 | 元小学校教員 | ??? |
| | JPSA公認 (初級) パラスポーツ指導員 ※ | スポーツ推進委員 | 元小学校教員 | ??? |
| | JPSA公認 (中級) パラスポーツ指導員 | スポーツ推進委員 | JSPO公認コーチ1 (陸上) スポーツ少年団理念資格 | 応急手当指導員 (消防資格) ACLSプロバイダー (AHA) |
| | JPSA公認 (初級) パラスポーツ指導員 | スポーツ推進委員 | | 普通救命講習 I |

JPSA 日本パラスポーツ協会

※ 令和5年9月受講、6年4月登録予定

JSPO 日本スポーツ協会

コーチ1の講習内容にスポーツ
インテグリティが含まれる

(共通科目 I)

ACLS 二次救命処置

AHA アメリカ心臓病協会

スポーツ推進委員について (白石町は28名)

スポーツ基本法 第32条

- 1 市町村の教育委員会は、当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。
- 2 スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、教育委員会規則の定めるところにより、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- 3 スポーツ推進委員は、非常勤とする。

白石町立学校に係る「部活動の方針」（改訂）の要点

I 学校部活動

1 適切な運営のための体制整備

(1) 学校部活動に関する方針の策定等

- 校長は、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、活動方針、活動計画及び活動実績を公表
- 部活動顧問は、年間並びに毎月の活動計画及び活動実績を作成し、校長へ提出

(2) 指導・運営に係る体制の構築

- 必ずしも教師が直接休日の指導や大会等の引率に従事しない体制を構築
- 部活動指導員や地域指導者の積極的な任用⇒部活動指導員等が指導と大会等の引率を担当

2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

- 運動部活動の文化部活動ともに休養等を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

3 適切な休養日等の設定

- スポーツ医・科学の観点からのジュニア期におけるスポーツ活動時間に関する研究も踏まえ、従来と同様の基準（活動時間、休養日、休養期間）を設定
- 学校部活動以外の多様な活動を行うことができるよう、**ある程度長期の休養期間（オフシーズン）**を設定

4 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 気軽に友達と楽しめる、適度な頻度で行える等多様なニーズに応じた活動を行う環境の整備

【具体的な例】

運動部活動 ア 複数のスポーツや季節ごとに異なるスポーツを行う活動
イ 競技・大会志向でなくレクリエーション志向で行う活動
ウ 体力づくりを目的とした活動
エ 生徒が楽しく体を動かす習慣の形成に向けた動機付けとなる活動

文化部活動 ア 体験教室などの活動
イ レクリエーション的な活動
ウ 障害の有無や年齢等に関わらず一緒に活動することができるアート活動
エ 生涯を通じて文化芸術を愛好する環境を促進する活動

- **運動、歌や楽器、絵を描くことなどが苦手な生徒や障害のある生徒の参加**

ア スポーツ・文化芸術等に親しむことを重視し、一人一人の違いに応じた課題や挑戦を大切にすること
イ 過度な負担とならないよう活動時間を短くするなどの工夫や配慮

- **生徒の自主的・自発的な参加**

ア 生徒の意思に反して強制的に加入させることがないように配慮
イ 活動日数や活動時間の見直し

ウ 特定の種目・部門だけでなく、様々な活動（スポーツ・文化芸術や科学分野の活動、地域での活動）を同時に経験できるよう配慮

5 学校部活動の地域連携

- 学校部活動だけでなく、**地域で実施されているスポーツ・文化芸術活動を周知**

- 生徒が興味関心に応じて、自分にふさわしい活動を選べるよう配慮